



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

同族会社への業務委託料を行為計算否認／全部取消し

～仙台国税不服審判所は法令の適用を誤ったものと判断～

所得税法157条に規定する同族会社の行為計算否認規定が適用された課税処分が、取消しとなった裁決事例は数少ないのですが、この度、全部取消しとなった最新の裁決を入手することができましたのでお届けします。（平成28年2月15日未公開裁決、TAINSコードF0-1-577）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

この事件は、漫画家である審査請求人が事業所得の金額の計算上、必要経費に算入した同族会社への業務委託料について、原処分庁が請求人の所得税の負担を不当に減少させるものであるとして、同族会社の行為計算否認規定を適用して更正処分等を行ったのに対し、請求人が、類似性のない同業者を基に算定した業務委託料に基づいてその規定を適用することは違法であるなどとして、その全部の取消しを求めたという事案です。審判所は、次のように判断して課税処分の全部を取り消しました。

2 審判所の判断

この事件において課税処分の基礎とされた各比準会社と、請求人のマネジメント業務を行うために設立されたA社の業務内容とは個別条件の相違を超えた違いがあり、相当な類似性があるとは認められず、比準同業者としての基礎的要件に欠けるから、原処分庁が採用した本件各比準会社における人材派遣倍率などに基づく適正委託料の算定方法には、合理性が認められない。

また、請求人の父である乙のマネジメント業務の適正委託料に関しても、乙の役員給与額を算定の基礎とした点について、その根拠が不明確であるといわざるを得ず、合理性があるとは認められない。

所得税法157条の適用に当たっては、株主等の所得税の負担を不当に減少させる結果となることが要件とされているところ、本件の場合、不当に減少させる結果となるかどうかは、合理的な方法で算定された適正委託料と本件委託料の金額を比較することとなるのであるが、原処分庁が主張する方法で抽出された各比準会社は、その業務の内容がA社の業務の内容と相当な類似性を備えているとは認められず、また、原処分庁が主張する役員給与の額を基礎とした算定方法にも合理性が認められないから、本件委託料の支払が請求人の所得税の負担を不当に減少させる結果となるとする原処分庁の主張を採用することはできない。

原処分庁は、請求人は合理的根拠のない金額で本件委託契約を締結しているところ、一中略一本来請求人に帰属すべき立替経費がその実額によらずに法人への委託料として請求人の必要経費となること、また、請求人の収入が減少しているにもかかわらず、本件委託料の金額や請求人及び家族社員らの役員給与額はほぼ一定になっていることなどの点が、純然たる第三者との間における通常の経済活動と比較した場合に不合理、不自然なものである旨主張する。

しかし、所得税法第157条は、株主等の所得税の負担を不当に減少させる結果となることが要件とされているところ、その要件該当性の判断に当たっては、比準する同業者の業種・業態を踏まえ、合理的に算定された適正委託料との乖離をもって、委託料が不合理又は不自然であることを明らかにし、その結果、所得税の負担が不当に減少しているか否かを判断すべきである。

したがって、本件委託契約の内容に通常の経済活動としては不合理又は不自然な事情が含まれていることをもって、原処分庁が算定した適正委託料の金額が直ちに正当化されるものではない。

（税法データベース編集室 朝倉 洋子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判19頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。